

『人事・賃金制度の見直し (詳細) について』 会社より提案を受ける

過日、令和7年度実施を目途に提案があった『人事・賃金制度の見直しについて』の「詳細」が、3月26日に会社より組合に対し提示された。

内容は、多岐にわたっているが以下に主な内容の概略を掲載する。詳細は、交渉情報を参照すること。

- T等級の新設（高い専門技術を有する社員が、その専門性を追求しながら能力を最大限発揮し、付加価値を創出できる昇格ルートを新設。駅員や乗務員は想定していない。）
 - ・ C3等級からの昇格時にT1等級かL1等級かを選択し、試験の併願はできない。（自身のキャリアを考えて、社員本人が選択）
 - ・ 職名は、現業機関は「技師」、非現業は「技術主査」とする。
 - ・ T等級は管理者（L等級・G3等級）の指揮命令下に入る。
 - ・ T等級には、技術手当15,000円とし基準内賃金。職務手当と併給するが28,000円を超える場合は、職務手当から控除する。
- 役付手当の見直し（原則として職名別に支給額を一律とする。）
 - ・ 主任の役付手当は8,500円、L1・L2等級の助役・係長の役付手当は57,000円を想定している。
- 退職手当の見直し（技術層、主任層といった等級区分毎にポイントを設定。）
 - ・ J1(35) J2(40) J3(45) ⇒ J等級・40ポイント。S1(50) S2(55) S3(60) ⇒ S等級・60ポイント。C1(70) C2(75) ⇒ C等級・75ポイント。L1(85) L2(90) ⇒ L1・L2等級・90ポイント。L3等級・100ポイントとする。

国労は、今回提案の『人事・賃金制度の見直し（詳細）について』に対し、詳細に検討し、各級機関・組合員からの意見も聞きながら、移行措置の問題も含め説明要求や申し入れを行っていく。

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩